

## 香川県立図書館郵送貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立図書館規則（以下「規則」という。）第17条に規定する、送付による資料の個人貸出し（以下「郵送貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 郵送貸出しを受けることができる者は、規則第10条に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級から4級までの者
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律168号）による戦傷病者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が特別項症から第6項症までの者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定を受けている者で、要介護状態が要介護5の者
- (4) 知事が交付する療育手帳を有する者で、障害の程度が最重度又は重度である者
- (5) その他病気療養中等で図書館に来館することが困難であると館長が認める者

(登録)

第3条 郵送貸出しを受けようとする者は、本人又は代理人が、直接又は郵送により、前条各号のいずれかに該当する者であることを確認できるもの（第5号については、図書館に来館することが困難であることを証明する医師の証明書等）を提示のうえ、資料郵送貸出カード申込書（別記様式）を香川県立図書館長（以下「館長」という。）に提出し、郵送貸出利用者（以下「登録者」という。）として登録しなければならない。

2 館長は、前項の登録者に対して、資料郵送貸出カードの交付を行う。

(貸出冊数及び貸出期間)

第4条 1人に対し、同時に貸出すことのできる資料の数及び貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 図書・雑誌 10冊 35日間（郵送に要する日数を含む）
- (2) AV資料 3点 35日間（郵送に要する日数を含む）

2 館長が必要と認めた場合は、貸出期間の延長を行うことができる。

(貸出しの申込み)

第5条 資料の貸出しの申込みは、登録者又は代理人が来館又は郵送等により行うものとする。

(貸出し及び返却)

第6条 資料の郵送は、日本郵便「内国郵便約款」に定める心身障害者用ゆうメール、

ゆうメール又は特定録音物等郵便物により行うものとする。この場合において、香川県立図書館が行う資料の発送は原則週2回とする。

- 2 資料は、郵送によらず、代理人が来館し、受取り又は返却をすることができる。  
(郵便料金の負担)

第7条 資料の返却に要する郵便料金は、登録者が負担するものとする。ただし、第2条第5号に該当する者は、資料の貸出し及び返却に要する郵便料金を負担するものとする。

(資料の予約)

第8条 貸出しを希望する資料が貸出中のときは、香川県立図書館資料利用規程第11条の規定によるものとする。ただし、著作権法第37条第3項に規定された音声デブイジー及びマルチメディアデブイジー等については、別に定める。

(準用規定)

第9条 規則第14条、第15条及び第16条の規定は、資料の郵送貸出しにこれを準用する。この場合において、第15条中「第10条の規定」とあるのは、「香川県立図書館郵送貸出規程第2条の規定」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月9日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 香川県立図書館重度心身障害者資料郵送貸出規程（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行日前に、香川県立図書館重度心身障害者資料郵送貸出規程第3条第1項の規定により資料貸出カードの交付を受けている者は、この規程第3条第2項の規定により資料郵送貸出カードの交付を受けたものとみなす。この場合において、資料貸出カードの交付を受けている者の郵便料金の負担については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。